注1　メッセージ識別子は、メッセージの種別を識別するために使用する領域とする。
2　連続番号は、緊急警報放送メッセージを識別するために使用する領域とする。
3　対象識別は、対象となるエリアを識別するために使用する領域とする。
4　データ長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
5　サービス識別子は、放送番組番号を識別するために使用する領域とする。
6　開始／終了フラグは、緊急警報放送メッセージの送出開始及び送出中の場合は‘1’とし、終了する場合は‘0’とする。
7　信号種別は、無線局運用規則第138条の2第1項に規定する第1種開始信号を送出する場合は‘0’とし、同条に規定する第2種開始信号を送出する場合は‘1’とする。
8　地域符号長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
9　地域符号は、昭和60年郵政省告示第405号（無線設備規則第9条の3の規定により緊急警報信号の構成を定める件）別表第1号に規定する地域符号を伝送する領域とする。

○総務省告示第百七十二号

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成十五年総務省令第二十六号）第五条第一項、第二十二条の七第一項（第二十二条の二十五で準用する場合を含む。）及び第二十二条の二十一の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第八十九号（映像信号のうちＰＥＳパケットによるものの圧縮手順及び送出手順並びに音声信号のうちＰＥＳパケットによるものの圧縮手順及び送出手順を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月二十三日　　総務大臣　原口　一博

第一項及び第二項中「ＰＥＳパケット」の下に「又は同期パケット」を加える。

別表第四号別記注1に次のただし書を加える。

ただし、マルチメディア放送のうち標準デジタル放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第3章の2に規定する放送（以下この別表において「マルチメディア放送」という。）にあっては、同期並びにＩＳＯ／ＩＥＣ　13818－7、ＩＳＯ／ＩＥＣ　23003－1、ＩＳＯ／ＩＥＣ　14496－3：2001／Amd　1及びＩＳＯ／ＩＥＣ　14496－3：2005／Amd　2：2006に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。

別表第四号別記注2に次のただし書を加える。

ただし、マルチメディア放送にあっては、ＩＳＯ／ＩＥＣ　13818－7、ＩＳＯ／ＩＥＣ　23003－1、ＩＳＯ／ＩＥＣ　14496－3：2001／Amd　1及びＩＳＯ／ＩＥＣ　14496－3：2005／Amd　2：2006に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。

別表第四号別記注4に次のただし書を加える。

ただし、マルチメディア放送にあっては、ＩＳＯ／ＩＥＣ　13818－7、ＩＳＯ／ＩＥＣ　23003－1、ＩＳＯ／ＩＥＣ　14496－3：2001／Amd　1及びＩＳＯ／ＩＥＣ　14496－3：2005／Amd　2：2006により符号化される音声データにより構成されるものとする。

別表第四号別記注6に次のただし書を加える。

ただし、マルチメディア放送にあっては、ＩＳＯ／ＩＥＣ　13818－7、ＩＳＯ／ＩＥＣ　23003－1、ＩＳＯ／ＩＥＣ　14496－3：2001／Amd　1及びＩＳＯ／ＩＥＣ　14496－3：2005／Amd　2：2006により符号化される音声データの各構成要素により構成され、ＡＤＴＳ可変ヘッダに記述された回数分繰り返されることとする。

○総務省告示第百七十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第一項の規定に基づき、二〇七・五ＭＨｚ以上二一二ＭＨｚ以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を次のように定める。

平成二十二年四月二十三日　　総務大臣　原口　一博

開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項

本開設指針の対象とする特定基地局の範囲は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四章第二節の八の二に規定する技術基準に係る無線設備を使用して受託国内放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第一号の三に規定する受託国内放送をいう。以下同じ。）を行う放送局のうち、次項第一号に規定する周波数を使用するものとする。

二　周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項

1　当該特定基地局に使用させることとする周波数は、二〇七・五ＭＨｚ以上二一二ＭＨｚ以下の周波数とする。

2　当該特定基地局に係る前号に規定する周波数の使用区域は、全国とする。

3　当該特定基地局に係る第一号に規定する周波数の使用は、平成二十三年七月二十五日以降に限る。

三　当該特定基地局の配置及び開設時期に関する事項

1　当該特定基地局を配置し、開設する者は、開設計画の認定の日から三年以内に、全国の世帯カバー率（全国の世帯数（平成十七年の国勢調査の結果による世帯数とする。以下同じ。）のうちに占める当該特定基地局の放送区域内の世帯数の割合をいう。以下同じ。）が百分の五十以上になるように当該特定基地局を配置し、開設しなければならない。

2　当該特定基地局を配置し、開設する者は、開設計画の認定の日から五年以内に、全国の世帯カバー率が百分の九十以上になり、かつ、総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下この号において同じ。）の管轄区域ごとの世帯カバー率（一の総合通信局の管轄区域内の世帯数のうちに占める当該特定基地局の放送区域内の世帯数の割合をいう。以下同じ。）がすべて百分の七十以上になるように当該特定基地局を配置し、開設しなければならない。

3　当該特定基地局を配置し、開設する者は、開設計画の認定の日から五年以内に、次に掲げる要件を満たすように当該特定基地局を配置し、開設しなければならない。

㈠　全国の駅カバー率（北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社がそれぞれ平成二十二年三月末日現在において定める旅客営業規則において幹線として規定する路線の駅並びに小田急電鉄株式会社、近畿日本鉄道株式会社、京王電鉄株式会社、京成電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、京浜急行電鉄株式会社、相模鉄道株式会社、西武鉄道株式会社、東京急行電鉄株式会社、東武鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、西日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社及び阪神電気鉄道株式会社がそれぞれ運行する鉄道及び軌道の路線の駅（以下この号において「鉄道駅」と総称する。）の総数のうちに占める当該特定基地局の放送区域内の鉄道駅の数の割合をいう。以下同じ。）が百分の七十以上になり、かつ、総合通信局の管轄区域ごとの駅カバー率（一の総合通信局の管轄区域内の鉄道駅の数のうちに占める当該特定基地局の放送区域内の鉄道駅の数の割合をいう。以下同じ。）がすべて百分の五十以上になること。

㈡　全国の道路施設カバー率（高速自動車国道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第一号の高速自動車国道をいう。）のサービスエリア及びパーキングエリア（道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第七条第十一号又は高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第十一条第二号に定める施設をいう。以下同じ。）の総数のうちに占める当該特定基地局の放送区域内のサービスエリア及びパーキングエリアの数の割合をいう。以下同じ。）が百分の五十以上になること。

4　当該特定基地局を配置し、開設する者は、全国において、当該特定基地局により行われる放送があまねく受信できるように努めるものとする。

四　当該特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項

当該特定基地局を配置し、開設する者は、当該特定基地局のすべてにおいて、同一の送信の方式により同一の放送番組を同一周波数の電波で送信しなければならない。